

氏は

島根県報

号外第二八号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

目 次

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業者委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。
平成十五年三月二十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名称	所 在 地	指定年月日
ケアハウス寿生の郷	出雲市大津町三六二番地一	平成十五年三月二十七日

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学館南町

松江学館南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)